

千葉市公告第294号

千葉市公共下水道事業受益者分担金条例（平成8年千葉市条例第25号）第3条第2項の規定により、公共下水道事業受益者分担金の賦課対象区域を定めたので公告します。

令和2年5月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 賦課対象区域

印旛処理区

稲毛区 長沼原町の一部

南部処理区

若葉区 源町の一部

緑区 大金沢町、辺田町 の各一部

関係図は、千葉市建設局下水道管理部下水道営業課において、公告日以降供覧します。